

平成 23 年度 第 1 回長野市青少年健全育成審議会開催結果

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 29 日 (金) 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
- 2 場 所 長野市職員会館 3 階会議室
- 3 出席者 委員 14 名 事務局 8 名
- 4 次 第
 - 1 開 会
 - 2 委嘱書交付
 - 3 教育次長あいさつ
 - 4 自己紹介 (全委員と事務局全員)
 - 5 会長及び副会長の選出
会長及び副会長を審議会条例第 5 条 1 項に基づき出席委員の互選により選出
 - 6 議 事
 - (1) 青少年健全育成事業について
 - (2) 少年育成センター事業について
 - (3) (仮称) 教育振興計画及び (仮称) 生涯学習計画の策定について
 - (4) その他
 - 7 閉 会
- 5 議事、質疑要旨
 - (1) 青少年健全育成事業について
< 資料に基づき事務局説明 >
 - (2) 少年育成センター事業について
< 資料に基づき事務局説明 >

委 員 少年育成センターの設立目的や活動の主旨を知りたい。また、少年育成センターは青少年の非行予防を中心にした活動をしているという認識でよいか。

事務局 長野市少年育成センター条例において設置目的は、第 1 条で「少年に関する指導、相談活動等を総合的かつ効果的に推進し、もって少年の健全な保護育成を図るため」としており、業務内容については、

 - 第 3 条 1 項 1 号 街頭指導に関すること。
 - 2 号 環境浄化に関すること。
 - 3 号 少年相談に関すること。

4号 長野市青少年保護育成条例(平成14年長野市条例第37号)に関すること。

5号 広報・啓発に関すること。

6号 次条の少年育成委員の研修に関すること。

7号 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。

8号 その他少年の保護育成に関すること。

と定めている。

委員 予防と同時に触法少年に対するアフターフォローも大切であるので、青少年の健全育成に関する組織同士の連携を、少年育成センターが中心になって行ってもらいたい。

事務局 少年育成センターにおいても年に1回程度少年相談連絡会を開催し、関係機関の間で情報交換も含めて横の連絡をとりあっているが、非行防止という観点を中心になっているので、ご指摘の触法少年のアフターフォローという視点については取り組みが行われていない。

委員 現行の青少年保護育成条例においては、有害図書を中心に規定をされているが、青少年による有害なウェブサイトの閲覧に関して、何らかの取り組みがなされればと感じる。

事務局 つい最近もNTTドコモの職員の出張により、各学校の生徒指導の先生方を対象とした研修会を開かせていただいた。今後もインターネットや携帯電話の扱い方についても周知等の取り組みをしていきたい。

委員 初犯型非行の中に「占有離脱物横領」という用語があるが、具体的にはどのような犯罪を指しているのか。

事務局 落とし物の横領で、対象としては自転車が一番多くなっている。

(3)(仮称)教育振興計画及び(仮称)生涯学習推進計画の策定について

<資料に基づき事務局説明>

(4)その他

議長 この場を借りて最近の青少年を取り巻く現場のお話を、皆さんに知っておいていただいたほうが良いだろうという思いもあり、青少年に関する各分野でご活躍の委員のみなさん方からお話をお聞きできればと思う。

委員 一番は青少年の実態をみなさんに見てもらいたい。子どもが一番かわいそうであり、親としての能力に問題があるというのが私の見方だ。最近は児童買春に関する事案が多くなっている。

委員 問題行動を起こす青少年自体は、自分に關心を持ってくれない親や年上の先輩等の狭間で悩みを抱えていたり、親は経済的に困窮しており親自身が被害者的意識を持っている場合がある。そういったなかで、間に入って対応できる大人がいると問題も良い方向に向かうのではないかと思う。

問題を起こしてしまった青少年自身は、今までの交友関係を見直して一時的にそこから離れるとか、仕事をしてみるとかすることで、生活時間が変わり状況が好転することもある。

また、保護者の側も本気になって子どもと接する時間を作ることで状況が変わってくる。ただし、どのタイミングでどのように変わって来るかということはケースによって様々である。

委員 今年の中学生は例年に比べて元気で、学校間の交流が盛んであるという印象を受けている。それと同時に縦の関係の広がりや女子生徒が髪の毛を染めたり、装飾品を身につけることに興味を持っていることが心配される場所である。

委員 青少年の健全育成というと小中高校生を対象にして問題行動を防止するというところに力点が置かれがちだが、もっと幼いときから自分は大事にされているとか、心配をしてくれている大人が回りにいるということを感じさせるような大人の側の対応や、大人への家族の大切さの周知が必要だと感じた。青少年時代の問題は、子どもに対する幼少期の過干渉や無関心、又は子ども自身の横のつながりなど、どういったことが関係しているのか。そこが分かれば幼少期での対応の仕方も変わってくると思う。

委員 あまり神経質になり過ぎる必要はないのでは。思春期を迎えた子どもには親が毅然とした態度を示すことが大切だ。

委員 子どもを大切にしない親は、自分が大切にされた経験がないケースが多く、そういう親の行動を回りの大人が認めて大切にしていけることで、親が自分の子どもに対して大切にできるようになることもある。

委員 青少年の育ちにおいては横の関係（交友関係）も一つの要素ではあるが、親子関係が一番大切であり、親は子どもに対しては毅然とした態度をみせることが大切ではないか。（子どもは親の背中を見て育つ。）

委員 児童虐待の相談については 22 年度に入って前年度の 1.6 倍と急激な伸びを見せている。これは、児童虐待に対する世間の関心が今まで以上に上がったことがあげられる。一つ一つのケースを見ると実は児童虐待でないというケースも中にはある。児童虐待は最後は子どもの死に繋がることから、国をあげて死に至ってしまった虐待のケースを中心に検証をしている。また、母子保健法に基づく施策に力を入れることが児童虐待を未然に防ぐという視点から国・県においても取り組んでいる。

委員 親が子どもに対して見本を示せていない親が最近が多い。子どもの目の前で携帯電話をしながら運転をしているのを見かける。自分も地域の学校の参観日に参加させてもらっているが、校長講話の時間になると急に保護者の数が減り、家庭の大切さをどんなに学校側が訴えても、一番聴いて欲しい人に聞いてもらえないのではないかと感じることもある。

議長 本日は最前線で青少年と接している委員の皆さんにいろいろなお話をしていただけ、こうしたことが本来の青少年健全育成審議会の存在意義につながるのだ

はないかと思う。